

一般社団法人 SOFIX 農業推進機構会員規約

(本規約の目的)

第1条 本規約は、一般社団法人 SOFIX 農業推進機構（以下「本機構」という。）の会員の権利義務、会費、入退会等の基本事項や、本機構が提供するサービスの利用に関する事項を定めることを目的とする。

(入会金及び年会費)

第2条 本機構の定款第7条による入会金及び年会費（いずれも税込）について次のとおり定める。

- (1) 第1号会員
入会金：6万円、年会費：10万円
 - (2) 第2号会員
入会金：18万円、年会費：30万円
 - (3) 賛助会員(個人)
入会金：6千円、年会費：1万円
 - (4) 賛助会員(法人)
入会金：3万円、年会費：5万円
 - (5) 賛助会員(団体)
入会金：なし、年会費：なし
 - (6) 特別会員
入会金：なし、年会費：なし
- 2 本機構設立に先立ち、COI-T「食と農のスロー&ローカル・イノベーション地域拠点モデルの構築」の研究メンバーであったものは、前項に定める入会金は徴収しないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認めた会員に対しては、入会金及び年会費の減免を行うことができるものとする。

(会員の資格取得)

第3条 理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合がある。

- (1) 本機構の趣旨に賛同していないと判断した場合。
- (2) 過去に会員規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合。
- (3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (4) 会員になろうとするものの事業又は商品が法令に違反している場合、若しくは著しく社会規範に反する場合、又はその恐れがあると判断したとき。
- (5) 会員になろうとするものの事業又は商品が本機構の活動の趣旨と利益相反すると予想されるとき、又はその恐れがあると判断したとき。
- (6) 本機構の運営秩序を乱すおそれがあると判断したとき。
- (7) その他本機構の趣旨に照らして不相当と判断したとき。

(会費及び支払方法)

第4条 会員は、本規約に定める入会金・会費を所定の方法にて支払うものとする。本機構

は、一旦支払いを受けた入会金・会費については、中途退会その他理由の如何を問わず払い戻しは行わないものとする。

- 2 本機構は、会員への事前の告知をもって、入会金・会費を変更することができるものとする。
- 3 会員は、本機構の提供するサービスの利用にあたり、入会金・会費のほか別途費用が必要となった場合は、これを支払うものとする。
- 4 入会金・会費及び前項に定める別途費用は、以下の方法で支払うものとする。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とする。
 - (1) 本機構が指定する金融機関口座への振込みによる支払い
 - (2) その他、本機構が指定する方法による支払い
- 5 入会金・会費は前納で支払うものとする。

(会員の有効期間)

- 第5条 会員資格は、本機構が入会申込書を受付け、その入会を承認し、入会申込者が第4条に定める入会金及び会費の入金手続きを毎月20日までにを行い、本機構がその入金毎月末までに確認した場合に、翌月初日から有効となる。
- 2 会員資格の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、以後、退会の申し出又は除名若しくは会員資格の喪失がない限り、1年毎に自動更新されるものとする。各年5月1日以降に途中入会した会員については、入会した年の年会費については月割計算とする。この場合の計算においては、端数は100円単位で切り上げて計算するものとする。

(変更の届出)

- 第6条 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の様式で本機構に変更の届出をするものとする。
- 2 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、本機構は一切その責任を負わないものとする。
 - 3 会員種別の変更をする際は、改めて会員申請するとともに、入会金及び年会費は変更後会員種別の料金から既に支払った料金を差し引くものとする。ただし、第4条に基づき会員種別変更に伴う料金の払い戻しは行わない。

(社員総会等への招集案内)

- 第7条 本機構の定款に定める社員総会及びその他会合等への招集案内は、本機構からの電子メール等の電磁的方法により行うものとし、会員はこれに同意したものとみなす。

(会員の権利及びサービスの内容)

- 第8条 本機構に対して土壌等の分析、診断、処方、コンサルティング等を依頼できるのは、本機構の会員のみとする。
- 2 本機構が委託する土壌等の分析、診断、処方、コンサルティング等を受託できるのは、第2号会員及び賛助会員(団体)のみとする。
 - 3 本機構が得たSOFIXに係る知的財産権の独占的实施権に関し、実施の再許諾を与えることができるのは、第1号会員、第2号会員及び賛助会員(団体)のみとする。
 - 4 その他本機構が会員に対して提供するサービス及び諸条件は本機構からの案内又はホームページにて通知する。
 - 5 本機構は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページでの事前告知を

もって、サービスの一部ないしは全部を変更・中止ないしは中断することができるものとする。

- 6 会員は、本規約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡又は移転をし、貸与し又は担保に供する等の行為はできないものとする。

(知的財産権の帰属)

第9条 本機構が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的財産権は、すべて本機構に帰属するものとし、会員はこれを無断で利用することはできないものとする。但し、本機構が得た SOFIX に係る知的財産権の独占的实施権に関し、実施の再許諾を与えられた場合を除く。

- 2 会員は、本機構の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等、本機構から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部又は全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできないものとする。
- 3 会員は、本機構の事前の承認なしに、自己の商品又はサービスに対し、「SOFIX」という名称を用いることができないものとする。

(本規約の変更)

第10条 本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。

- 2 本規約を変更した場合、本機構のホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとする。

附則 この規約は、平成27年9月16日から適用する。

附則 この規約は、平成28年3月9日から適用する。(一部変更)